

重点目標(大柱)	施策の基本方向(中柱)	主要施策(小柱)	通し番号	新規掲載事業の場合	再掲事業がある場合の位置付け	現時点における位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画	
						ア 男女プラン(第3次)イ 人権指針ウ その他の計画等	局名	所属名				
1 あらゆる分野における男女共同参画	(1) 政策・方針決定過程における女性の参画	① 民間における政策・方針決定過程	1			ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	会社に必要の人材とは何かを考え、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学び、個人の資質向上を支援する講座を実施する。	女性管理職育成セミナーの実施	
			2		1-(1)-②、1-(2)-②へ再掲	ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	女性人材情報等の提供	政策・方針決定過程など女性の参画が少ない分野で活躍している女性に関する情報を発信することにより、女性のロールモデルを示すとともに、審議会などの女性委員の候補者の選定に当たって参考となる情報、男女共同参画関係団体等の情報及び様々な分野で能力を発揮したい女性を支援するための情報をインターネット等により提供する。	・かながわの女性応援サイトの運用 ・女性人材情報等サイトの運用 ・男女共同参画関係団体・グループ情報システムの運用	
			3	新規	1-(2)-③へ再掲	ウ	環境農政局	農業振興課	地域農業に関する方針等への女性の参画促進	農業委員及び農業協同組合の役員等への女性の登用を促進する。	・女性登用促進について市町村、関係機関へ周知	
			② 政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画	4	新規		ウ	県民局	人権男女共同参画課	議会における女性参画への理解促進	政治分野における女性の参画を促進するため、地方議会における女性参画の意義について理解を促進する。	・県内議会における女性議員の割合について、情報提供する。 ・クオータ制についての周知を行う。
		5				ア	県民局	人権男女共同参画課	審議会等委員への女性の参画推進	男女の意見を政策形成の場へ反映させるため、審議会等の委員を男女の均衡がとれた構成とすることを目指し、「第10次審議会等の女性委員の登用計画」に基づき、審議会等委員への女性の登用を推進する。	・第10次「審議会等の女性委員の登用計画」の推進 ・審議会等における女性登用の実態調査の実施	
		6			1-(1)-①へ再掲	ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	政策の立案・方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性の政策立案能力の向上等を支援する講座を実施する。	女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ(江の島塾)」の実施	
		7		新規		ウ	県民局	かながわ男女共同参画センター	社会参画状況調査	当センターで実施した、社会参画セミナー「江の島塾(平成27年度より「かなテラス カレッジ」)」の受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。	社会参画状況調査の実施 基準日 毎年12月1日	
		8				ア	総務局	人事課	県職員の育児休業復業者支援研修	キャリア選択型人事制度や育児支援制度等の理解を深めるとともに、組織の中で自らの果たす役割を再確認し、仕事・育児・家庭のバランスに配慮した自らのキャリアプランについて考え、復業後のキャリア開発の計画を策定する。	育児休業復業者支援研修を実施	
		9			1-(2)-②へ再掲	ア	総務局	人事課	県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進	平成28年4月策定の「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」では、女性職員の幹部職員における割合の目標値を平成32年度を目途に20%にしている。 県女性職員の一層の職域拡大を図るとともに、能力や意欲のある女性の管理職への登用を積極的に進めるため、「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議」を開催し、職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図る。	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議の開催	

重点目標 (大柱)	施策の 基本方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業 の場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画	
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名				
			10		1-(2)-②へ 再掲	ア	政策局	市町村課	性別によらない職員交流の実施	女性の職域を拡大し、人材育成を図るため、市町村と協力しながら性別によらない交流職員の選定を図ることにより、市町村との職員交流を実施する。	・県から派遣する交流職員に係る市町村の希望の照会から性別要件を除外 ・これまで女性職員の受入実績のない市町村に対する受入拡大の提唱 ・市町村から派遣される交流職員について、性別によらない選定を推奨	
(2) あらゆる分野における女性の活躍促進	① 女性の活躍の推進		11		1-(1)-①、 5-(1)-①へ 再掲	ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的で、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップ層が参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、シンポジウムや啓発講座等を実施する。	・ムーブメント拡大意見交換会(仮称)の開催 ・ムーブメント拡大シンポジウムの開催 ・啓発講座等の実施 ・かながわ女性の活躍応援団紹介冊子等の作成	
			12		5-(1)-①へ 再掲	ア、イ	産業労働局	労政福祉課	神奈川なでしこブランド事業	神奈川県内に拠点を持つ事業所や団体から、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、この中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、女性の登用の具体的な効果をわかりやすく周知し、企業における女性の活躍等を推進する。併せて、女性から、商品に関するアイデアを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」「なでしこの種」として認定する事業を実施する。	○神奈川なでしこブランドを募集・認定し、広報を行う。 ○「なでしこの芽」「なでしこの種」を募集・認定し、商品化をサポートする。 ・広報事業として下記のイベント等を実施 かながわ中央メーデーにおける展示販売、かながわ県民センターにおけるPR、神奈川なでしこブランドセミナー、神奈川なでしこブランド展、神奈川なでしこブランドフェア	
			13			ア	教育局	県立図書館	生涯学習情報の提供	県をはじめ、市町村や生涯学習関係機関・団体の協働による、県立図書館を拠点とした生涯学習ネットワークで生涯学習に関する情報を提供し、県民の生涯を通じた主体的な学習活動を支援する。	・生涯学習情報システム「PLANETかながわ」の継続運営 県内の生涯学習関係機関において開催される生涯学習講座や催し物等、様々な生涯学習情報をインターネットを利用して提供するシステム	
	い② 分野別の参画性が進んで参画で支えな			14			ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	女子学生等の理工系分野選択に向けた情報提供	女性の進出が少ない理工系の分野において、本人の適性と意欲を生かした広い可能性の中で進路選択ができるよう、ホームページ等での情報提供を行う。	かながわの女性応援サイトに、国等の理工系女性のロールモデル情報等のリンクを貼ることによる情報提供を実施
				15	新規		ウ	県民局	かながわ男女共同参画センター	リケジョ(理工系女子)促進事業	性別にかかわらず、生徒や学生の進学及び就職における理工系選択を促進するため、県内の高等学校等において応援団員企業等による出前講座を実施し、特に理工系のキャリア形成に関する意識啓発や将来の技術者等の育成につなげる。	・進路説明会等を活用した出前講座の実施 ・次年度以降も含めた出前講座開催調整
	援③ 農業や商工業分野における女性の参画支			16	新規		ウ	環境農政局	農業振興課	女性の農業進出促進支援	女性の力を発揮して農業経営を改善・発展させるため、女性の就農希望者のインターンシップへの支援や農業者の経営発展に資する研修を実施するほか、「かなチャンTV」によるPRなどイメージアップを図り、女性の新規就農及び経営参画を促進する。また、女性のアイデアを活かした新商品開発等に必要経費に対して補助する。	・女性農業者の経営発展支援及び経営参画支援研修会の実施 ・女性農業者支援のためのHP開設 ・就農に興味がある女性に対して農業を体験できるセミナー、ツアー等の実施 ・女性農業研修生受け入れ農家に対する支援の実施
				17			ア	環境農政局	農業振興課	農業分野における男女共同参画の推進	関係団体・機関との連携や、普及指導活動を通じての起業活動等の支援により、農業分野における男女共同参画に取り組む。	関係団体・機関との連携や、普及指導活動を通じての起業活動等の支援により、農業分野における男女共同参画を推進
				18			ア	産業労働局	中小企業支援課	商工業に携わる女性の活動への支援	商工業に携わる女性の資質の向上や、地域の振興発展を図るために、県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会が行う各種研修会などの広域的な取組みに対して助成することにより、商工業に携わる女性の自主的な事業活動を支援する。	県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会の活動に対する助成 1 研修会・講習会等の開催 2 主張発表大会の実施(県商工会女性部連合会) 3 会員大会の実施(県商工会議所女性会連合会)

重点目標 (大柱)	施策の 基本方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業の 場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名			
		④ 防災分野への女性の参画支援	19		1-(2)-②へ再掲	ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	防災分野への女性の参画の促進	防災分野への男女共同参画の啓発講座等を開催する。	男女共同参画推進市町村連携事業として防災分野をテーマに啓発講座を実施(市町村がテーマを決定)
			20		1-(2)-②へ再掲	ア	県民局	かながわ県民活動サポートセンター	災害救援ボランティアコーディネーターの養成	災害救援ボランティアコーディネーター(女性を含む)の養成を進める。	かながわコミュニティカレッジ「災害救援ボランティアコーディネーター養成講座」の開催 初級2回(各3日間)、中級1回(3日間)
			21	新規	1-(2)-②へ再掲	ウ	安全防災局	消防課	女性消防団員の加入促進	かながわ消防フェア シンポジウム等の開催、消防団員へのサービスを提供する店舗・施設の登録等により消防活動のアピールや消防団員の加入促進を実施する。	1 かながわ消防フェア2017の開催 ・ 体験イベントの開催 ・ シンポジウムの開催 2 消防団員加入促進リーフレットの作成 3 かながわ消防団応援の店登録制度の推進
			22		1-(2)-②へ再掲	ア	安全防災局	消防学校	消防分野に関わる女性人材の養成	女性消防職団員対象の特別教育を実施する。	消防職団員(女性を含む)教育の実施
			23	新規		イ	安全防災局	災害対策課	より良い避難所運営に向けた市町村の取組みを支援	県避難所マニュアル策定指針を参考に、市町村は男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮する。	内閣府が改定した「避難所運営ガイドライン」をもとに避難所マニュアルの見直しを検討する。
			24	新規	5-(1)-①へ再掲	ウ	県民局	人権男女共同参画課	男女共同参画の視点から見た市町村等の地域防災計画への助言	県防災会議が災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画への修正報告を受けた場合において、防災会議幹事として助言を行う。	随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行う。
		25		2-(2)-②へ再掲	ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	男性の家事・育児の促進	男性を対象に、子育てなどと仕事の両立や家事への積極的な参加を促すし、ワーク・ライフ・バランスを実践する講座を開催する。	男性セミナーの実施	
		26	一部新	2-(2)-②へ再掲	ア	県民局	次世代育成課	男性の育児の促進	男性の育児への係わりを深めるための啓発等を促進する。	・かながわ子ども・子育て支援月間の取組みとして、引き続き父親の育児参加の企画を募集し、参加を呼びかけ ・かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」の運営 ・父親育児参画推進フォーラム及びセミナーの開催	

重点目標 (大柱)	施策の 基本方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業の 場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け		事業名称	事業内容	H29事業計画			
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	所管 局名 所属名						
2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現	(1) 職業生活における活躍支援	① 女性の就業支援	27			ア	産業労働局	労政福祉課	女性就業支援事業	就職・再就職・起業など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング、セミナー等の就業支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセリング ・キャリア形成支援セミナー ・女性労働相談 ・女性弁護士相談 ・就職面接用スーツの貸出事業 		
			28		2-(2)-②へ再掲	ア	産業労働局	労政福祉課	仕事と生活の両立の推進	仕事と育児の両立に悩む女性の負担を軽減し、女性の就業継続を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキングマザー両立応援カウンセリング ・両立応援セミナー 		
			29			ア	産業労働局	労政福祉課	女性起業支援事業	能力を生かして起業を考える女性のスタートアップを応援するため、起業に関する現状や実例を学ぶ講座等の起業支援を実施する。	女性のための起業セミナー		
			30			ア	産業労働局	産業人材課	多様な能力開発の実施	各県立総合職業技術校及び産業技術短期大学校において、新たに職業に就く者等を対象とした、普通課程の普通職業訓練、専門課程の高度職業訓練、離転職者又は在職者を対象とした短期課程の普通職業訓練、専門短期課程の高度職業訓練を実施する。	職業訓練の実施 計法定員 1 専門課程訓練:5コース 400人 2 普通課程訓練:14コース 390人 3 短期課程訓練:1744コース 710人 4 在職者訓練:405コース 5,315人 5 在職者専門高度訓練: 9387コース 1,500人		
				備 ② 等 の再掲 【基盤整備】 育						※小柱全体が4-(3)-①の再掲			
				護 ③ の再掲 【基盤整備】 備 介							※小柱全体が4-(3)-②の再掲		
				④ 就業環境の整備	31			ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	企業の男女共同参画の取組みの促進(条例届出)	男女共同参画推進条例に基づき、従業員300人以上の事業所からの男女共同参画推進状況の届出集計を行うことやその集計結果を事業所へフィードバックを行うことを通じて、企業の男女共同参画の取組みを促進する。	県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施
					1-(2)-①へ再掲	ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	企業の男女共同参画の取組みの促進(企業訪問等)	企業訪問等を通じ、企業の男女共同参画の取組みを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問を実施 ・企業の女性活用取組み事例の収集・提供 		
					4-(2)-①へ再掲	ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	「労働の場における男女共同参画」研修用教材の提供	教職員や市町村職員等が労働の場における男女共同参画について理解し、職員、生徒や一般市民に対し普及・啓発を行うことのできる研修用教材を提供する。	「労働の場における男女共同参画」について一般向けの研修用教材(Power Point版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供		
					ア	産業労働局	労政福祉課	パートタイム労働者等の雇用管理改善の促進	厳しい労働環境に置かれているパートタイマーをはじめとする非正規労働者の労働条件の確保と雇用管理の改善を図るため、パートタイム労働法の普及啓発を行う。	労働講座において「パートタイム労働法」等をテーマとして取り上げ実施			
					ア	産業労働局	労政福祉課	高校生等への労働教育の実施	若い世代を対象に、働くルールに関する基礎知識を中心に、働くことの意味や社会人としてのマナーなどに関する理解を促進するための労働教育を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・冊子「若者労働ガイド」や平成27年度に作成した「若者労働ハンドブック」を活用して、高校生等を対象とする出前労働教育の実施 ・高校生向け労働資料の作成 			

重点目標 (大柱)	施策の 基本方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業の 場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名			
			36			ア	産業労働局	労政福祉課	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	職場における差別やセクシュアル・ハラスメントを含む様々な労働問題の解決を図るため、かながわ労働センター及び同支所において、職員や弁護士などにより労働相談を実施する。	相談事業の実施について ・平成24年に開始したマザーズハローワーク横浜及び27年7月に開始したマザーズハローワーク相模原内における女性労働相談を含め、各種労働相談を実施 ・女性労働相談(マザーズハローワーク横浜・相模原内) ・街頭労働相談会における女性労働相談 ・労働相談における女性からの労働相談 ・「職場のハラスメント相談強化週間」を設けて、特別相談会、講演会を開催 ・セクシュアル・ハラスメント相談
			37	新規		イ	産業労働局	労政福祉課	マタハラ・パタハラ対策事業	マタニティハラスメント、パタニティハラスメントなどにより、女性が働きづらくなることのないよう、職場環境整備の推進や、風土の醸成を図る。	・妊娠期から復職までの労働関係法規を時系列で記載した企業向けパンフレットのHP掲載、配布 ・働く女性の応援ハンドブックのHP掲載
			38			ア	①②総務局 ③教育局	①人事課 ②職員厚生課 ③教育局総務室	県職員のセクシュアル・ハラスメント防止対策	セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりのために、必要な対策を行う。	相談員による相談の実施
		⑤ 安定した就業への支援	39		2-(2)-②へ再掲	ア	産業労働局	労政福祉課	多様な働き方の促進	少子高齢化等による労働力需給の変化を踏まえ、意欲と能力を持って個々人がライフステージにあわせた様々な働き方を選択できる職場環境づくりについて講座を開催する。	「育児・介護休業法」等をテーマとして取り上げ実施 ・ワーク・ライフ・バランス企業担当者交流会 ・ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣
			40	一部新	2-(1)-①へ再掲	ア	産業労働局	雇用対策課	若者の就職支援	正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者等を対象に、就業を支援する。	・かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施。 ①キャリアカウンセリング ②就職活動支援セミナー ③保護者向けセミナー ④多目的ルームを活用したグループワーク ④職場体験 ⑥就職情報・職業訓練情報の提供 ⑦職業適性診断
			41		2-(1)-①、3-(3)-④へ再掲	ア	産業労働局	雇用対策課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ①総合相談(キャリアカウンセリング) ②専門相談(起業・創業、年金税金など) ③再就職支援セミナー など

重点目標 (大柱)	施策の 基本方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業の 場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名			
(2)働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造	①長時間労働削減と多様な働き方の促進		42			ア	産業労働局	労政福祉課	労働時間の短縮	仕事と家庭の両立を図るため、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づき、情報提供や普及啓発を行うことにより、労働時間等の設定改善を促進する。	講演会や広報誌を活用した労働時間等の設定改善の情報提供、普及啓発
			43		2-(2)-②へ再掲	ア	産業労働局	労政福祉課	かながわ働き方改革(ワーク・ライフ・バランス)の取り組み	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切にする働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスへの取組を応援するためのさまざまな情報を提供する。	・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営 ・九都県市の共同取組み
			44	新規	2-(2)-②へ再掲	ウ	産業労働局	労政福祉課	テレワーク導入促進事業	柔軟で多様な働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスを促進するため、テレワーク体験セミナーの開催やアドバイザー派遣により、テレワークを導入する中小企業等を支援する。	・テレワーク体験セミナー ・テレワーク導入アドバイザー実施
			45	新規	2-(2)-②へ再掲	ウ	総務局	行政管理課	県職員の働き方改革の推進	長時間労働の是正など、職員のワーク・ライフ・バランスを実現することで、職員一人ひとりがいきいきと、高いモチベーションを持って働くことができる職場環境をつくり、全ての職員が能力を最大限発揮できるようにする。	・29年度取組方針に基づく取組の推進(長時間労働の是正、休暇の取得促進、多様で柔軟な働き方の推進等) ・働き方改革推進本部の開催 等
			46	一部新	2-(2)-②へ再掲	ア	総務局	人事課	時間的制約のある職員への職場環境の整備	ワーク・ライフ・バランスを確保し、男性職員の子育てや介護等への参加促進なども進め、時間的制約のある職員が働きやすい環境の整備を図る。	・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組みの実施 ・柔軟で多様な働き方を推進するため、育児・介護に関わる職員を対象に在宅勤務(テレワーク)を実施
			47	一部新	2-(2)-②へ再掲	ア	①総務局 ②企業局 ③教育局	①人事課 ②企業局総務室 ③教育局総務室	労働時間の短縮と育児・介護休業制度の定着	男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休暇・子の看護休暇制度の定着の促進を図る。	①②③共通・「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育局の取組みの実施 ①・「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組を実施
			48			ア	産業労働局	労政福祉課	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する理解を促進するため、普及・啓発に取り組む。	・ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣 ・ワーク・ライフ・バランス企業担当者交流会
	49			ア	県民局	人権男女共同参画課	公契約等を通じたワーク・ライフ・バランスの推進	公共契約におけるワーク・ライフ・バランス取組推進企業への加点評価を行う。	女性活躍推進法第20条における女性活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブ付与のため、「神奈川県物品等に係る競争入札参加資格者等級格付要項」において、「女性活躍推進法による認定(えるぼし認定)」を取得した業者に対して、加点評価を行う。		
	50		5-(1)-①へ再掲	ア	教育局	生涯学習課	家庭教育協力事業者連携事業	職域からの家庭教育支援へのアプローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭の教育力向上を支援する。 ・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発リーフレットを従業員に配布するほか、子ども職場参観等を実施 ・県教委は、ホームページやポスター等で事業者名を広報	家庭教育協力事業者連携事業の実施		
	51	新規		ウ	①総務局 ②県民局 ③産業労働局	①人事課 ②人権男女共同参画課 ③労政福祉課	イクボスの推進	私生活で育児や介護等をする部下を応援する上司(イクボス)の取組を推進する。	①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施 ②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施する。 ※③(労政福祉課へ照会中)		

重点目標 (大柱)	施策の 基本方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業の 場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画		
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名					
3 男女共同参画の 面から見た健やか で安心な暮らし	(1) あらゆる暴力の 根絶	発偶被① 者害配 等者偶 者暴力 への等 から 対援す 、の暴 啓配力	52			ア	県民局	人権男女共同 参画課	配偶者等からの暴力総合対策の推 進	配偶者暴力防止法に基づき策定した「かながわDV防止・ 被害者支援プラン」(H26策定)を着実に推進するととも に、配偶者等からの暴力被害者を迅速、適切に支援する ため、市町村における取組みへの支援、配偶者暴力相談 支援センターにおける相談・一時保護体制の充実強化、 被害者の自立支援拠点体制を整備等を行う。	「かながわDV防止・被害者支援プラン」 (H26策定)に則した取組みの実施		
		③ 犯罪被害者等 に対する支援	53			ア	安全防災局	くらし安全交通 課		犯罪被害者等への支援の提供	警察・民間支援団体と連携・協力し、犯罪被害者等へのき め細かな支援を提供する。	・かながわ犯罪被害者サポートステーショ ンの運営、犯罪被害者等への総合的な 支援の提供 ・犯罪被害者等への総合相談 ・弁護士による法律相談 ・臨床心理士等によるカウンセリング ・生活資金貸付 ・一時的な住居の提供等 ・付添い支援	
			54			ア	安全防災局	くらし安全交通 課		犯罪被害者等への支援を行う人材 の育成	犯罪被害者等への支援を行う人材の育成を実施する。	・犯罪被害者等支援ボランティア養成講 座(上級)の開催(1回・10日間) ・支援ボランティアの募集・管理・育成	
			55			ア	安全防災局	くらし安全交通 課		犯罪被害者等への理解の促進	犯罪被害者等への理解を促進する講座等を通じて、犯罪 被害者等についての理解の促進を図る。	・市町村と協働して、犯罪被害者等理解 促進協働 講座を開催 ・大学、事業所等における、犯罪被害者 等への理解を促進するための犯罪被害 者等の講演やDVDを活用した犯罪被害 者等理解促進講座を実施 ・犯罪被害者等支援キャンペーンを実施	
			56			ア	安全防災局	くらし安全交通 課		性犯罪・性暴力の被害者への相談 体制の充実	性犯罪・性暴力の被害者等に対し、適切な時に適切な 支援をワンストップで受けられるよう、かならいん(かながわ 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター)における 24時間365日対応の電話相談のほか、面接相談、医療機 関等への付添い支援などを行う。	ワンストップ支援センターとして、電話相 談のほか、面接相談、医療機関等への付 添い支援等を実施する。	
			57			ア	警察本部	警務部 警務課被害者 支援室		犯罪被害者等への支援	殺人、強盗、強制性交等の身体犯事件や死亡事故等の 重大な交通事故事件の被害者等に対して、事件事故発生 の初期段階より、精神的・経済的負担や不安の軽減を図る ための被害者支援活動を実施する。	・捜査活動や病院等への付き添い ・刑事手続きや各種支援制度の説明 ・捜査過程における要望・意見の聴取 ・心理員によるカウンセリングの実施	
			58	新規			イ	警察本部	警務部 警務課被害者 支援室		関係機関・団体との連携による犯罪 被害者等への支援の充実	犯罪被害者を総合的に支援するため、神奈川県、NPO 法人神奈川被害者支援センターと連携して「かながわ犯 罪被害者サポートステーション」を運営している。 また、関係機関・団体との緊密な連携により、効果的な支 援活動を推進するため、警察本部において神奈川県被害 者支援連絡協議会を構築している。	・6月30日、神奈川県被害者支援連絡協 議会第20回定期総会を開催して、関係機 関・団体と連携した被害者支援の強化を 図るとともに、大規模被害者支援事案発 生時の体制を確認し、メンタルサポート チームに関する特別部会を設置して、同 チームの運用などについて協議する。
			59				ア	警察本部	捜査第一課		性犯罪対策	性犯罪捜査において、女性警察官を積極的に活用すると ともに、被害者等の心情に配慮した対応を行う。	・性犯罪における女性警察官の活用の実 施 ・性犯罪被害に関する電話相談の実施

重点目標 (大柱)	施策の 基本方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業の 場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画	
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名				
			60	新規		イ	警察本部	各相談窓口	県警広報啓発活動の推進	被害相談窓口を広く県民に知らせるため、ポスター、リーフレット、テレビ、ラジオ、新聞、県の広報紙等による広報活動を行う。 ・被害相談窓口広報用のポスターを警察署、交番、駅等に掲示 ・被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配布 ・県警ホームページに「被害相談窓口のご案内」のページを設定 ・県警本部庁舎正面脇の電光掲示盤に被害相談窓口を表示 ・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより等を活用しての広報活動を実施	被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配布する。 ・県警ホームページに「被害相談窓口のご案内」のページを継続掲載する。 ・県警本部庁舎正面脇の電光表示盤に被害相談窓口を表示する。 ・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより等を活用しての広報活動を実施し、相談窓口を広く県民に知らせ、広報啓発活動の推進に努める。	
			61	新規		イ	警察本部	各相談窓口	犯罪被害者からの相談の実施	少年相談・保護センター、子ども安全110番、悪質商法110番、電車内痴漢等迷惑行為相談所、性犯罪110番、暴力団からの不当要求拒絶コール、交通相談センター等の各相談窓口を設置し、犯罪被害者からの相談に応じる。	継続して警察本部の各相談窓口での相談受理を行う。	
			62	新規		ウ	①安全防災局 ②③県民局 ④警察本部	①くらし安全交通課 ②人権男女共同参画課 ③青少年課 ④少年育成課	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題」及び「JKビジネス問題」対策	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、JKビジネスに関する取組み	①②③共通・内閣府啓発サイト「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト」の周知 ・AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間の周知 ①・かならいんによる相談受付 ※照会中 ③・JKビジネスの規制に向けた青少年保護育成条例の改正の検討 ④・稼働児童に対する積極的な補導活動の推進 ・関係法令に基づく積極的な立ち入り調査の実施 ・教育・啓発の強化 ・相談体制の充実	
(2) 困難を抱えた女性等に対する支援	① ひとり親家庭に対する支援		63		2-(1)-①へ再掲	ア	県民局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への就業支援の充実	ひとり親等を対象とした就業相談、セミナーの開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、職業能力開発講座を受講するひとり親等に対し、受講料の一部支給や受講中の生活費の助成等を実施する。	○ひとり親家庭等日常生活支援事業(市町村分) ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業支援講座等の実施 ・就業相談員の配置 ○母子家庭自立支援給付事業 (高等職業訓練促進給付金)(町村分)	
			64			ア	県民局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への経済的支援の充実	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭等の母、父子家庭の父、児童又は寡婦に対し、福祉資金の貸付や医療費の助成を行う。	・ひとり親家庭等医療費助成事業の実施 実施市町村 33市町村 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付	
			65	新規			イ	県民局	子ども家庭課	ひとり親家庭への支援策の周知	ひとり親家庭を対象とした各種支援策を周知するため、ひとり親家庭へ配布するリーフレット「ひとり親家庭のみなさんへ」を作成する。	以下の機関よりひとり親家庭へ配布し、各支援策の周知を図る。(25,000部配布予定) ・各市町村ひとり親家庭福祉主管課 ・公共職業安定所 ・県保健福祉事務所 ・県関係各課
			66	新規			ウ	県民局	子ども支援課	ひとり親家庭への支援情報の提供	ひとり親家庭を対象とした総合的な支援情報を提供するポータルサイト「カナ・カモミール」を開設・運営する。	ポータルサイト「カナ・カモミール」でのひとり親家庭への総合的な支援情報提供
			67	新規			ウ	県民局	子ども支援課	ひとり親家庭夜間休日電話相談の実施	ひとり親家庭夜間休日電話相談窓口を開設する。	電話相談窓口の開設・運営

重点目標 (大柱)	施策の 基本方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業の 場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名			
			68			ア	県土整備局	公共住宅課	県営住宅の母子・父子世帯の応募にあたっての優遇	特に住宅に困窮する母子・父子親世帯が、より多く県営住宅へ入居できるよう、20歳未満の子のいる母子・父子世帯が一般世帯向け住宅を申し込んだ場合、抽選時に当選率を優遇する。	母子・父子の県営住宅入居における優遇
		② 高齢女性に対する支援	69	新規	2-(1)-①、2-(1)-⑤へ再掲	イ	産業労働局	雇用対策課	起業・就業に対する支援	・高齢者の就業の支援を行う。 ・シルバー人材センター事業の支援を行う。	・「シニア・ジョブ・スタイル・かながわ」の運営 ・シルバー人材センターの育成指導
	70		新規		イ	県土整備局	住宅計画課	公的賃貸住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、高齢者に配慮した住宅への改良を進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用して住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行う。	
	71		新規		イ	県土整備局	住宅計画課	高齢者向け住宅の整備と居住支援	高齢者世帯等の居住の安定確保を図るため、居住支援協議会を通じて住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録や住まい探し等の支援を行うほか、高齢者等の入居支援を行う福祉団体や不動産協力店等の職員等が、賃貸住宅から福祉政策に至る「住まいに関する横断的な知識」を習得することを目的とし、ハンドブックを作成するとともに、ハンドブックを活用した住まい探しサポーター養成講座を実施する。	・あんしん賃貸住宅(高齢者世帯等)の新規登録を継続して行う。 ・高齢者等の入居支援を行う福祉団体や不動産協力店等の職員等を対象に住まい探しサポーター養成講座を実施する。	
	72		新規		イ	県土整備局	公共住宅課	県営住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	高齢者等に配慮した県営住宅の建替や改善を進める。	・建替団地2団地208戸、個別改善(段差解消、手すり設置等の設備改善)6団地294戸の整備を行う。	
	73		新規		ウ	県土整備局	公共住宅課	高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」の取り組み	県営住宅を活用して多世代が居住し、高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点づくりを行い、高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」として再生する。	・空き住戸の活用〔有馬団地(川崎市宮前区)、いちょう下和田団地(大和市)〕 ・健康団地に取り組む団地住民を対象とした講習会等の開催	
	74		新規		イ	保健福祉局	高齢福祉課	地域ケア体制の充実	地域ケアシステムの中核機関として地域包括支援センターの設置・運営を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、NPO・ボランティア等と協働を進めるなど地域での支え合いを推進し、地域ケア体制を充実する。	・地域包括支援センター設置(市町村) 371か所(計画値) ・地域ケア会議活用推進等事業として①広域的な地域ケア会議:地域における医療と介護の連携における課題等の情報交換と検討を行う。②専門職員派遣事業:市町村単独では確保が困難な専門職員を派遣し、地域ケア会議や事例検討会における助言等を行う。	
	75		新規		イ	保健福祉局	高齢福祉課	地域支援事業の推進	高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう市町村が実施する地域支援事業を支援する。 ○権利擁護業務(包括的支援事業)・成年後見制度の活用促進・老人福祉施設等への措置の支援・高齢者虐待への対応 ○任意事業・成年後見制度利用支援事業・地域自立生活支援事業	・成年後見制度利用支援実施市町村数30市町村 ・介護相談員派遣等事業実施市町村数20市町村 ※当該事業を地域支援事業として実施する予定の市町村数であり、自主財源のみにより実施予定の市町村は含んでいない。	
	76		新規		イ	保健福祉局	地域福祉課	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う県社会福祉協議会の日常生活自立支援事業に助成する。	福祉サービス利用支援 ・日常的な金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業の実施(県内市町村社会福祉協議会に委託。)等	
	77		新規		イ	保健福祉局	地域福祉課	カラーバリアフリー推進事業	事業者等に対するカラーバリアフリーの普及啓発を図るとともに、条例施行にあたっての助言相談体制の整備、案内板等のカラーバリアフリー化に取り組み当事者の意見を反映した整備を促進する。	・色覚障害当事者によるカラーバリアフリー相談窓口を設置 ・色覚障害当事者によるアドバイザーを派遣して、現地での相談・助言を実施 ・カラーバリアフリーの普及啓発のための講習会を開催予定	

重点 目標 (大柱)	施策の 基本 方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業 の 場 合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け		事業名称	事業内容	H29事業計画
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	所管 局名 所属名			
			78	新規		イ	保健福祉局 地域福祉課	みんなのバリアフリー街づくり条例 推進体制整備事業	県内事業者の代表や関係団体、学識経験者等で組織するバリアフリー街づくり推進県民会議の開催、及び同協議会を核とした条例の普及・啓発・条例パンフレットの発行を行う。	・バリアフリー街づくり県民会議を開催予定 ・バリアフリーフェスタかながわを開催予定 ・バリアフリー街づくり賞を実施予定
		③ 障 が い の あ る 女 性 に 対 す る 支 援	79	新規	2-(1)-①へ 再掲	イ	産業労働局 ①雇用対策課 ②産業人材課	障害者の雇用促進施策	障害者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。 ・普及啓発、広報 ・職場定着の促進 ・職業能力の開発	○障害者雇用の促進に向けて ・中小企業への個別訪問による情報提供や出前講座の実施 ・フォーラムの実施 ・中小企業対象の企業交流会等を実施 ○障害者の職場定着促進に向けて ・主に精神障害者を対象とした就労定着支援ツール活用研修の開催 ○職業能力の開発 ・神奈川障害者職業能力開発校における職業訓練及び民間教育訓練機関等への委託訓練を実施
	80		新規	2-(1)-①へ 再掲	イ	保健福祉局 障害福祉課	障害者の就労移行支援・就労継続支援	生産活動、職場体験等を通じ、一般就労に向けた知識・能力の向上のための訓練等を行う就労移行支援事業と、福祉的就労として生産活動の機会の提供やその他就労に必要な知識・能力向上のための訓練等を行う就労継続支援事業の利用を支援する。 ・就労移行支援に対する負担 ・就労継続支援に対する負担	就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用の一部を市町村に対して負担	
	81		新規	2-(1)-①へ 再掲	イ	保健福祉局 障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業	職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。	障害者就業・生活支援センターの設置・運営を、継続して実施する。(全障害保健福祉圏域8か所に設置)	
	82					ア	保健福祉局 障害福祉課	障害児者の相談支援の充実	障害児者の自立した生活や課題の解決に向けた適切なサービス利用を図るため、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行うサービス等利用計画の作成や、その後のモニタリング(必要な見直しなど)を支援する。	・障害福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成やモニタリングに要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 ・計画相談支援 ・障害児相談支援
	83					ア	保健福祉局 障害福祉課	障害児者の居宅生活支援の充実	障害児者が地域で安心してくらするよう、必要な障害福祉サービスの利用を支援する。 ・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・生活介護等 ・短期入所(ショートステイサービス)	・障害児者の福祉サービスの利用に要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 ・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・生活介護等 ・短期入所(ショートステイサービス)
	84		新規			イ	保健福祉局 障害福祉課	障害者地域活動支援センターに対する支援	地域で生活する障害者にとって、最も身近な活動拠点となる地域活動支援センターに対し、その機能をより積極的に果たせるようにするため、市町村を通じて補助する。	1 地域活動支援センター機能強化事業(障害者地域生活支援事業費補助(市町村統合補助)の一部) 2 市町村事業推進交付金(障害者地域活動支援センター事業)
	85		新規			イ	県土整備局 公共住宅課	県営住宅における障害者に配慮した住宅の整備	障害者に配慮した県営住宅の建替や改善を進める。	・建替団地1団地1戸、個別改善(段差解消、手すりの設置等の設備改善)6団地294戸の整備を行う。
	86		新規			イ	県土整備局 住宅計画課	公的賃貸住宅における障害者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、障害者に配慮した住宅への改良を進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用して住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行う。

重点目標 (大柱)	施策の 基本 方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業 の 場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名			
			87	新規		イ	保健福祉局	地域福祉課	みんなのバリアフリー街づくり条例 推進体制整備事業	県内事業者の代表や関係団体、学識経験者等で組織 するバリアフリー街づくり推進県民会 議の開催、及び同協 議会を核とした条例の普及・啓発を行う。 ・条例パンフレットの発行を行う。	・バリアフリー街づくり県民会議 ・バリアフリーフェスタかながわ ・バリアフリー街づくり賞
			88	新規		イ	保健福祉局	地域福祉課	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な知的障害者、精神障害者等の日常 的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う県社会福 祉協議会の日常生活自立支援事業に助成する。	福祉サービス利用支援 ・日常的な金銭管理・書類等預かりサービス による各支援事業の実施(県内市町村社 会福祉協議会に委託)等
		④ 外国 人 女 性 に 対 す る 支 援	89	新規		イ	県民局	かながわ男女 共同参画セン ター	多言語による相談の実施	民間団体と連携し、配偶者暴力相談支援センターで多言 語による相談を実施する。	7ヶ国語相談(英語、中国語、韓国・朝鮮 語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ 語、タイ語)
			90	新規		イ	県民局	国際課	多言語情報の提供	言葉による情報獲得の障壁をなくすため、外国籍県民に とって、必要な行政情報を多言語や、やさしい日本語で、 情報紙やインターネット などにより提供する。 ・外国籍県民のための多言語情報紙の発行 ・ホームページによる多言語情報の提供	○多言語情報紙「こんにちは神奈川」の 発行・年3回発行予定・発行部数:1回あ たり20,000部・対応言語:英語ほか5言語 ・配布場所:県機関・市町村等約800箇所 ○県が提供する多言語情報をホーム ページに随時掲載する ○他課作成の多言語情報出版物の翻訳 チェックを行う
			91	新規		イ	県民局	国際課	外国籍県民相談の実施	外国籍県民の生活を支援するため、相談・助言、情報提 供を行う。	○外国籍県民一般・法律相談・実施場 所:地球市民かながわプラザ、川崎県民 センター、県 央地域県政総合センター・ 対応言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、 スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語 (実施場所により対応言語が異なる) ○外国籍県民教育相談・実施場所:地 球市民かながわプラザ・対応言語:中国 語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語 ○多言語支援センターかながわ・実施 場所:かながわ県民センター13階・対応 言語:英語、中国語、タガログ語、ベトナム 語、スペイン語
			92	新規	2-(1)-①へ 再掲	イ	産業労働局	労政福祉課	外国人労働相談の実施	かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相 談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。	かながわ労働センター(本所)においてス 페인語・中国語、県央支所においてポ ルトガル語・スペイン語で、外国人労働 相談を実施する。
		た ⑤ 生 活 困 窮 者 等 の 自 立 に 向 け	93	新規	2-(1)-①へ 再掲	ウ	保健福祉局	生活援護課	生活困窮者自立相談支援事業	「生活困窮者自立支援法」に基づき、県内町村の生活上 の困難に直面されている方に対し、地域において自立し た生活が行われるよう自立相談支援を実施する。 生活困窮者ワンストップ支援推進事業を実施する。	・引き続き、生活困窮者からの相談に対 して、本人が抱える課題を把握し、支援 計画を作成、この支援計画に基づき、生 活の安定や就労促進などの自立に向け た相談支援を実施。 ・出張相談会の実施や各種制度の情報 提供等
			94			ア	県民局	①人権男女共 同参画課 ②女性相談所	女性保護事業の実施	関係機関と連携しながら、「売春防止法」等に基づき、家庭 環境の破綻、生活の困窮等、生活を営む上で困難な問題 を有するなどの女性に対し、一時保護、自立支援を実施 する。	一時保護、自立支援の実施

重点 目標 (大柱)	施策の 基本 方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業 の 場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画	
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名				
		⑥ 性的マイノリティ（LGBT等）に対する支援	95	新規	5-(1)-①へ再掲	イ	①、②県民局 ③保健福祉局 ④産業労働局	①人権男女共同参画課 ②青少年課 ③がん・疾病対策課 ④雇用対策課	NPO法人との協働事業の推進	NPO法人と協働し、LGBTについて理解促進を図り、就労に際し正しい情報による適切な支援を受けられるようにする。また、広く県民等にLGBTに関して普及啓発を行う。	(LGBTの子どものための自立/就労支援事業) 事業の広報にかかる県内人権担当者/関係者、関係機関等との調整及びチラシ配布等	
			96	新規		イ	県民局	青少年センター	子ども・若者総合相談事業	かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)における電話及び来所相談対応	性的マイノリティに関する面接相談を含めて、子ども・若者の悩みについての相談において対応	
			97	新規		イ	保健福祉局	精神保健福祉センター	電話相談事業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応	性的マイノリティに関する面接相談を含めて、子ども・若者の悩みについての相談において対応	
			98	新規		イ	教育局	総合教育センター	電話相談・総合教育相談事業	総合教育相談(電話)及び来所相談での相談対応	性的マイノリティに関する面接相談を含めて、学校生活における子どものさまざまな悩みや問い合わせに対応	
			99	新規	4-(2)-②へ再掲	イ	教育局	行政課	人権教育指導者養成研修講座の実施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催	
			100	新規	4-(2)-②へ再掲	イ	教育局	行政課	人権教育研修講座の実施	人権問題に対する正しい理解を深めるために校長、副校長、教頭、人権教育担当者等に研修を実施する	・県立学校人権教育研修講座 ・県立学校人権教育スキルアップ研修講座	
		(3) 生涯を通じた健康支援	① 女性の健康に対する支援	101			ア	保健福祉局	がん・疾病対策課	がん(子宮・乳房)予防の推進	がんを予防するために、がん検診の受診促進などの普及啓発やがん検診従事者の研修を行う。	・がん検診受診を普及啓発するリーフレットの作成・配布 ・乳がん検診を普及啓発するイベントの実施 ・がん検診従事者研修の実施 ・がん対策推進員制度の運用
				102			ア	保健福祉局	医療課	周産期救急医療システムの充実	ハイリスクの妊婦から新生児までに対応する高度な救急医療体制を確保するため、県内を6ブロックに分けて周産期救急医療システムを整備するとともに、システムに参加する受入病院の運営費に対して助成する。	・周産期救急医療システムの安定的な運用
				103			ア	保健福祉局	健康増進課	生涯を通じた女性の健康相談等の充実	生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るため、思春期・更年期等の女性のライフステージに応じた健康に関する相談を実施するとともに、不妊・不育に関する相談体制を整備する。また、健康状態に応じた的確な自己管理を行うことができるよう健康教育を実施する。	・思春期の男女・女性の健康相談と健康教育の実施 保健福祉事務所・センター(8か所) ・専門医及び助産師による不妊・不育専門相談の実施 不妊・不育専門相談センター 54回(27日)
				104			ア	保健福祉局	健康増進課	不妊治療の経済的支援	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療の経済的負担を軽減するため、配偶者間における特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成する。	・特定不妊治療費助成事業の実施 1 給付内容 治療費を各回最高15万円(初回の治療に限り30万円まで)、男性不妊治療について最大15万円、通算最大6回を上限に支給 2 対象者 県内在住者(横浜・川崎・相模原・横須賀市を除く)で治療開始時点での妻の年齢が42歳以下の法律上の婚姻をしている夫婦 3 所得制限額 730万円未満(夫婦合算) 4 対象治療法 県指定の医療機関でを受けた特定不妊治療

重点目標 (大柱)	施策の 基本方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業の 場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名			
			105	新規	3-(1)-③へ 再掲	ウ	保健福祉局	健康増進課	妊娠・出産等に対する事業	<ul style="list-style-type: none"> 県ホームページにおける「妊娠SOSかながわ」の運営により、思いがけない妊娠に関する相談窓口等の情報提供を行う。 妊娠・出産の正しい知識の啓発のため、「丘の上のお医者さん」ホームページによる情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 望まない妊娠等相談事業の実施 「妊娠SOSかながわ」電話相談(毎週水曜・木曜) 妊娠・出産の正しい知識に関する啓発の実施。 特設サイト「丘の上のお医者さん」による情報提供
			106	新規		ウ	保健福祉局	健康増進課	妊娠・出産に関する知識の普及啓発	妊娠・出産に関する知識の普及啓発と、それらを踏まえたトータルのライフプランの構築を支援するために、各保健福祉事務所において、高校、大学や企業などにおける講演会を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠・出産の正しい知識に関する健康教育の実施 保健福祉事務所・センター(8か所)
			107	新規		ウ	保健福祉局	健康増進課	未病女子対策推進事業	若い世代を中心に、痩せすぎや、女性特有のがんの増加など、女性の健康問題に対する関心を呼び起こすため、普及啓発イベントの開催やインターネットによる情報発信等を行う。	若い世代を中心に、女性の健康課題に対する普及啓発イベントの開催やインターネット・SNSによる情報発信、健康意識調査等を行う。
			108	新規	3-(3)-②へ 再掲	ウ	スポーツ局	スポーツ課	スポーツ推進計画に基づくスポーツ推進の取組み	(所管課へ照会中)	(所管課へ照会中)
		② 男性の 健康に 対する 支援	109		3-(3)-①へ 再掲	ア	保健福祉局	がん・疾病対策課	自殺対策事業	「かながわ自殺総合対策指針」に基づき総合的な自殺対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催)の開催親会議3回 地域部会4回開催予定 自殺対策に係る庁内会議の開催 ホームページ等による周知
			110		3-(3)-①へ 再掲	ア	保健福祉局	精神保健福祉センター	自殺対策事業	自殺対策の推進に向けて、県民に自殺対策の理解を深めてもらうための普及啓発事業や自殺対策に関する情報収集・提供、ネットワーク構築、市町村等の支援を行う「かながわ自殺対策推進センター」の運営、身近な存在として支えるゲートキーパーの人材養成、多職種による包括相談会など、関係機関、団体等と連携した自殺対策事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 〇こころといのちのサポート事業(自殺対策)の実施 ・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン) ・自殺対策講演会の開催 〇かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施 〇かながわ自殺対策推進センター事業の実施 ・ゲートキーパー養成研修 〇多職種による包括相談会の実施 〇こころ・つなげよう電話相談事業の実施 ・こころの電話相談(フリーダイヤル対応) 〇うつ病講演会、働く人のメンタルヘルス研修会 (精神保健福祉センター等で実施) ・うつ病講演会 ・働く人のメンタルヘルス研修会 〇普及啓発用リーフレット「あなたに知ってほしい」作成予定 〇ホームページ等による周知
			111	新規	3-(3)-①へ 再掲	ウ	保健福祉局	精神保健福祉センター	働き盛りのこころの未病対策	こころ・つなげよう電話相談事業	(所管課へ照会中)
			112	新規	3-(3)-①へ 再掲	ウ	保健福祉局	健康増進課	生活習慣病の未病対策(保健指導)	生活習慣病の重症化を抑制するため、効果的な保健指導(かながわ方式保健指導)を市町村へ普及するとともに、新たにウェアラブル機器を活用した生活習慣改善プログラムによる保健指導を市町村で実施する。	(所管課へ照会中)
			113	新規	3-(3)-①へ 再掲	ウ	保健福祉局	健康増進課	生活習慣病の未病対策(中小企業向け)	働く世代の生活習慣病対策を強化するため、中小企業に対して、従業員の健康づくりや社内の健康管理体制構築に向けた研修会や助言指導等を行う。	(所管課へ照会中)

重点目標 (大柱)	施策の 基本方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業の 場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け		所管		事業名称	事業内容	H29事業計画
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名				
		③ エイズ・ 性感染症等 に対する 支援	114			ア	保健福祉局	健康危機管理課		エイズ・性感染症の予防に関する普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染予防を推進するため、県民のエイズ(性感染症を含む)に関する正しい理解と行動への普及啓発を、かながわレッドリボン運動の実施、青少年エイズ・性感染症の予防講演会の開催などにより行う。 ・エイズ予防に関する県民への普及啓発と正しい知識の理解を深める。 ・保健福祉事務所を中心とした県民参加によるシンポジウム等の開催など、地域に根ざした予防啓発事業の展開を図る。 ・県民に対する正しい知識の普及啓発の場とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわレッドリボン運動の実施(年3回強化月間を設定)、中学生・高校生への青少年エイズ・性感染症予防講演会の開催、エイズ・性感染症予防の普及啓発用資料の作成・配布等 ・レッドリボン運動:年3回強化月間を設定し推進を図る予定啓発用パンフレット:中高生向け、高校生向け、一般向けを作成予定 青少年エイズ・性感染症予防講演会:中学・高校にて開催 ・保健福祉事務所・センター6ヶ所で実施予定 ・HIV即日検査イベント開催予定
			115	新規		イ	保健福祉局	健康危機管理課		エイズ対策体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズに関する正しい知識や情報の提供、HIV感染防止行動、相談者へのカウンセリングを実施する。 ・HIVに感染した者及び家族に対するカウンセリング等の業務を行い、社会的・精神的問題の軽減を図る。 ・県民が受けやすい検査体制の充実を図る。 ・エイズ患者・HIV感染者の歯科診療の推進を図る。 ・エイズの病態や治療方法の最新知見と研修を行い、医療従事者の意識啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人籍県民エイズ相談 設置数:2カ所(特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センターと特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわに委託) ・設置数:1カ所(健康危機管理課)要請に応じて派遣 ・8カ所で実施 保健福祉事務所・センター6カ所とHIV即日検査センター2ヶ所 ・HIV歯科診療紹介制度の運営 HIV歯科診療登録医療機関の拡大 歯科診療研修会・講習会開催予定(神奈川県歯科医師会委託) ・症例研究会:6回開催予定(神奈川県医師会委託)
			116			ア	教育局	保健体育課		性に関する指導・エイズ教育の推進	性に関する指導・エイズ教育について研修し、教育の指導力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・性に関する指導・エイズ教育に関する研修講座の開催 小・中・高等学校、特別支援学校の教職員対象
		④ 「人生100 歳時代」 に向けた 取組み	117	新規		ウ	政策局	総合政策課		「人生100歳時代の設計図」推進事業	「人生100歳時代」において、一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、県・市町村、大学等によるネットワークを立ち上げ、中高年齢者の活躍のための仕組みづくり等を行うとともに、県民の意識啓発に向けたフォーラムの開催や情報発信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ人生100歳時代ネットワークの推進 ・フォーラムやワークショップの開催 ・リーフレット等による情報発信
			118	新規	5-(1)-①へ再掲	ウ	県民局	NPO協働推進課		かながわボランティア活動推進事業	ボランティア団体等の公益事業への自主的な取り組みを水するため、「かながわボランティア活動推進基金21」を活用し、団体等が実施する事業を支援するとともに、協働事業を実施する。	(所管課へ照会中)
			119	新規	5-(1)-①へ再掲	ウ	県民局	NPO協働推進課		コミュニティ・カレッジ事業	地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取り組みを行うボランティアやNPO等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。	(所管課へ照会中)
			120	新規		ウ	教育局	生涯学習課		県立社会教育施設の取組み	多様化・高度化する県民の学習ニーズに応えるため、金沢文庫や生命の星・地球博物館などの県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座を実施するなど、生涯学習を推進する。	金沢文庫では、所蔵資料の国宝指定を受けて、「国宝称名寺聖教・金沢文庫文書を学ぶ」の開催や、生命の星・地球博物館では、地層を実際に作る「しましま地層のナゾをとく」などの実験をはじめ、各施設の特色をいかした講座の実施
		121	新規		ウ	産業労働局	①中小企業支援課 ②産業振興課		シルバーベンチャーの創出促進	人生100歳時代を見据えて、シニア層による起業を積極的に生み出していくため、創業スクールやシニア向けの起業セミナー等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・起業セミナーの開催 ・ビジネスプラン・ブラッシュアップセミナーの開催 ・ビジネスプランコンテストの開催 	

重点目標 (大柱)	施策の 基本方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業の 場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画	
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名				
			122	新規		ウ	教育局	高校教育課	ハイスクール人材バンク事業	学校の教育力の向上を図り、生徒一人ひとりに目の行き届いた教育支援を推進するため、専門的・実践的な知識を有する民間企業経験者や豊富な社会経験を有する地域人材などを活用する。	サポートティーチャー等の配置	
			123	新規		ウ	教育局	県立図書館	「人生100歳時代」を支える県立図書館事業	既存の講座と役割分担しながら「人生100歳時代の設計図」における「学び直し」の視点から県立図書館の強みを生かし、女性の就労支援も含めた施策展開をする。	就職準備も含め、様々な社会参加の機会に必要となるコミュニケーション力を養う講座を開催する。	
4 男女共同参画社会実現に向けた意識改革と基盤整備	(1) 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革	① 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	124			ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画施策推進者研修	市町村の男女共同参画施策・事業の推進を担う行政職員等に対して、男女共同参画についての施策能力の向上等を図る講座を実施する。	男女共同参画施策推進者研修講座の実施	
			125			ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画フォーラム	男女共同参画の今日的課題解決の手がかりとなる課題について、男女共同参画社会の実現を推進するため、講演会等を実施する。	男女共同参画フォーラムの実施	
			126			ア	県民局	人権男女共同参画課	メディアにおける男女共同参画社会実減のための施策の推進	メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は極めて大きい。男女共同参画社会の実現に向けて、メディアの側の人権に関する正しい理解と社会への影響力の任しい、それに基づく適切な対応が不可欠であることを鑑み、国に対して提案を行う。	国への提案の実施	
			127	新規	4-(2)-②へ再掲	イ	教育局	生涯学習課	男女共同参画に関する指導者の養成	男女共同参画社会の実現に向けて、性別役割 分業に関する問題や「女らしさ・男らしさ」といった社会的性別(ジェンダー)をめぐる学習課題について研修を実施するとともに、家庭・地域・職場での男女平等学習を支援できる人材の養成を行うため、生涯学習指導者研修「男女共同参画コース」を実施する。	生涯学習指導者研修等の中で、個別課題として取り上げる。	
			128		4-(1)-②へ再掲	ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画研修用教材の提供	教職員や市町村職員等が男女共同参画について理解し、職員、生徒や一般市民に対し普及・啓発を行うことのできる研修用教材を提供配布する。	男女共同参画について一般向けと高校生向けの研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。	
			129			ア	県民局	人権男女共同参画課	男女共同参画に配慮した行政刊行物の作成	行政自らが行う広報や県民に提供する刊行物等について、人権や男女共同参画の観点から適切な表現をするように配慮する。	男女共同参画の視点から適切な表現がされるよう、行政刊行物を作成する際の相談の実施	
			130			ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画に関する行政資料等の提供	男女共同参画社会の実現に向けて、その学習や調査・研究活動に必要な行政資料等を収集・整理し、県民の利用に供する。	・男女共同参画などに関する行政資料等の収集、整理、貸出を含めた情報提供 ・インターネットを利用した蔵書検索や資料・交流コーナー情報の提供 ・講座、セミナー等に関連した図書紹介	
			131			ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」の発信	男女共同参画についての情報と、かながわ男女共同参画センターの事業等を掲載した広報誌「かなテラスレポート」を作成し、ホームページで発信する。	かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」を作成し、ホームページ上で発信	
	132			ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画に関する調査研究	男女共同参画の推進を図るため、当センターや関係部局、市町村等の施策や事業に必要な調査研究や、男女共同参画社会を推進するための課題解決に向けた調査研究を行う。	・「かながわの女性と男性のデータブック (H25年3月発行)」の改訂			
		(2) 子ども	① 子ども・若者	133		3-(3)-④へ再掲	ア	県民局	人権男女共同参画課	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に合ったキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・大学における男女共同参画推進プログラム実施の促進 ・高校生向け啓発冊子及びリーフレットの作成 ・大学向け出前講座及び教材の開発

重点 目標 (大柱)	施策の 基本 方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業 の場 合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名			
若者に向けた意識啓発	者に向けた男女共同参画意識の醸成		134			ア	県民局	人権男女共同参画課	男女平等教育の推進	子どもの頃から男女平等意識を育むため、男女平等教育参考資料を作成し、政令市内を除く県内の全小学校に配布する。	男女平等教育参考資料「こんな子いるよね」を、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校(5年生を対象)に配布
			135			ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	メディア・リテラシー講座の開催	性別を問わず、人権の尊重や固定的な役割分担の解消に向けて、メディアが発信する情報の意味を情報の受け手が主体的に読み解き、評価する能力の向上を図るための講座を実施する。	メディアリテラシー講座(中高生向け)の実施
			136			ア	県民局	かながわ男女共同参画センター	若年層向け普及啓発事業	今後の働き方を考えてもらう機会とするため、「かながわ女性の活躍応援団」と連携して啓発講座等を実施する。	講演会等の実施
			137			ア	教育局	高校教育課	キャリア教育の推進 [生徒向け]	生徒の望ましい勤労観・職業観を育てるとともに、生徒一人ひとりが、固定的な性別役割にとらわれず、個性と適性に応じて進路を選択できるよう、各校ごとのキャリア教育プログラムや就業体験などの体験活動の充実を進めるとともに、かながわキャリア教育体験発表会の開催などの取組みを通じて、キャリア教育の推進・進路指導の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・全県立高校におけるキャリア教育の推進 ・就業体験活動の拡充 ・「県立高等学校等進路指導説明会」の開催 ・「かながわキャリア教育体験発表会」の開催
			138			ア	教育局	生涯学習課	家庭教育の重要性への理解を深めるための支援	子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う「家庭」の教育力の充実のための学習資料を発行し、男女平等意識などについても中学生の保護者等に対し必要な情報提供・啓発を行う。	家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック すこやか」の作成と配布 1 内容 思春期の特徴、子どもと保護者の関係、保護者の役割等 2 配布対象 中学新入生の保護者 3 配布部数 43,000部
			139			ア	県民局	青少年課	青少年有害情報閲覧防止等対策の促進	青少年保護育成条例では、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧すること等を防ぐため、青少年の携帯電話等にフィルタリングの設定を促進するための規定を設けており、事業者への指導や保護者等への周知啓発を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・立入調査等の実施 ・青少年保護育成条例に基づく、携帯電話販売店、インターネットカフェ等への立入調査、指導等の実施 ・広報啓発 ・条例周知用リーフレット等の作成・配布、社会環境健全化推進街頭キャンペーンにおける資料配布等
			140	新規			ウ	選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙啓発事業	各種選挙が公正かつ適正に行われるように、選挙人、特に若年層の政治意識を高めるために行う。

重点目標 (大柱)	施策の 基本 方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業 の 場 合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名			
		② 学校現場における 基盤整備	141			ア	県民局	子ども家庭課	児童に対する性的虐待防止対策の 推進	児童に対する性的虐待防止対策を推進する。	・児童に対する性的虐待の被害確認、面 接者の養成 ・被害児童の心理的ケア
			142			ア	教育局	行政課	スクール・セクハラ防止対策	スクール・セクハラ防止に取り組む。	・スクール・セクハラ相談窓口による相談 の実施 ・教職員向け啓発資料の配付 ・児童・生徒向け啓発資料の配付 ・教育実習生向け啓発用チラシを配付 ・県立学校掲示用の啓発ポスターを配付 ・県立高等学校(全日制・定時制・通信 制)、県立中等教育学校(後期課程)、県 立特別支援学校(高等部)のすべての生 徒を対象に、アンケートを実施。 ・県立学校人権教育校内研修会等に 対する支援 外部講師への報償費の負担、講師の派 遣(県立学校173校対象)
			143			ア	教育局	行政課	人権教育の推進	人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校・地域等 において、より充実した人権教育が推進できるよう人権教 育の指導者を養成することを目的とした人権教育指導者 養成研修講座を実施し、その中に「女性の人権について」 というテーマを設ける。 また、県立学校人権教育校内研修会に対し、講師の派遣 などの支援を行う。	・人権教育指導者養成研修講座 ・県立学校人権教育スキルアップ研修講 座 ・県立学校人権教育校内研修会に対する 支援 外部講師への報償費の負担、講師の派 遣(県立学校173校対象) ・「人権教育ハンドブック」をホームペー ジに掲載し研修会等で活用する。県立学 校掲示用の啓発ポスターを配付。児童・ 生徒向け「人権教育学習ワークシート集」 を配付。
			144			ア	教育局	行政課	男女平等教育研修の充実	教職員の意識啓発と男女平等教育を実践する上での課 題解決を図るため、男女平等教育についての研修を行う。	・人権教育指導者養成研修講座 ・県立学校人権教育研修講座 ・「県立学校人権教育スキルアップ研修 講座」 ・県市町村人権教育担当者研修会
			145			ア	教育局	厚生課	スクール・セクハラ防止対策	スクール・セクハラ防止に取り組む。	県立学校教職員対象のセクハラ相談窓 口による相談の実施
			146			ア	教育局	総合教育セン ター	男女平等教育研修の充実	男女平等教育についての意識の啓発を図り、学校におい てその推進に役立てるため、男女平等教育に係る研修講 座を実施する。 対象: 幼・小・中・高・中等教育・特別支援学校の教員	・「初任者研修講座」講義「人権教育」の 実施 受講対象者 小・中・高・中等教育・特 別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教 諭 ・「新任教頭研修講座(県立学校)」講義 「人権教育の推進」の実施 ・「新任指導主事研修講座」講義「人権教 育の推進」の実施
			147			ア	教育局	総合教育セン ター	教育相談の実施	学校・家庭・地域における、いじめや不登校、子育てに伴う 保護者の悩みや教育上の課題について、助言や情報の 提供、コンサルテーション、カウンセリングを通して、教育 的・心理的な支援を行う。	・学校・家庭・発達に関する教育相談 ・24時間子どもSOSダイヤル ・コンサルテーション等
			148			ア	教育局	総合教育セン ター	キャリア教育の推進 [教員向け]	県立学校及び中等教育学校において、固定的な性別役 割にとらわれることなく、社会的・職業的自立に必要な資 質・能力を育てるキャリア教育プログラムの充実を図るた め、キャリア・シチズンシップ教育に係る教員研修を行う。	「キャリア・シチズンシップ教育県有講座」 の実施
			149	新規		イ	教育局	高校教育課	性差によらない名簿の導入の推進	学校での活動全般にわたり、男女平等・人権尊重の基盤 に立った人間形成を図るため、性差によらない名簿の導 入を進める。	全ての学校で「性差によらない名簿」を導 入している。

重点目標 (大柱)	施策の 基本方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業の 場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名			
(3) 育児・介護等の基盤整備	① 育児等の基盤整備		150			ア	県民局	人権男女共同 参画課	講座・フォーラム等における託児室 の設置促進	子育て期の親が、育児を心配することなく講座・フォーラム 等に参加できるよう、託児の設置を促進するため、「県が実 施する事業における託児に関する方針」の周知を行うとと もに、実施状況等について把握・周知する。	・「県が実施する事業(講座、フォーラム 等)における託児に関する方針」の周知 ・実施状況調査
			151			ア	県民局	次世代育成課	保育所等の整備促進	待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応す るため、保育所の整備等を進める市町村の取組みを支援 する。	待機児童の削減のため、引き続き保育環 境の整備を推進していく市町村を支援 する。
			152		2-(2)-②へ 再掲	ア	県民局	次世代育成課	県条例による企業の子育て支援の 促進	県条例に基づき、子育て支援の取組みを進める企業の認 証制度に取り組む。	従業員のための子ども・子育て支援を制 度化している事業者を県が認証し、その 取組みを登録・公表することにより、仕事 と子育ての両立が可能な職場環境の整 備を図る。
			153			ア	県民局	次世代育成課	多様なニーズに対応した保育サー ビスの充実	保育ニーズの多様化に対応するため、保育所が行う延長 保育、病児保育などの保育サービスの拡充を図る。	多様なニーズに応じた地域子ども・子育 て支援の充実保護者等の就労の有無に かわらず、すべての子育て家庭や子ど もに対する子育て支援を充実するため、 地域子ども・子育て支援事業が円滑に行 われるよう、実施する市町村に対して支援 を行う。(かながわ子どもみらいプラン)
			154			ア	県民局	次世代育成課	放課後児童対策の充実	保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童(おおむね 10歳未満)等に放課後の居場所を提供する放課後児童健 全育成事業(放課後児童クラブ)を実施推進する経費を市 町村に対して助成する。	放課後児童クラブを設置・運営している市 町村に対し、放課後児童クラブの運営費 助成を継続
			155	新規		ウ	県民局	次世代育成課	保育士をはじめとした子育て支援 人材の確保育成	・年3回目の保育士試験として、国家戦略特区を活用した 県独自の地域限定保育士試験を実施し、県内の保育士 確保を図る。 ・一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、虐 待、乳児保育など各分野のスペシャリスト(保育エキスパー ト)等を養成し、保育の質の公表と就業継続の支援を図 る。	・国際戦略特区を活用した県独自保育士 試験の実施 ・保育士エキスパート等の養成 ・保育士・保育所支援センターの運営等 ・子育て支援員研修の実施 ・放課後児童支援員認定資格研修の実 施
			156	新規		ウ	県民局	次世代育成課	待機児童対策の推進	・地域型保育事業の卒園時の受け皿を確保するとともに保 育の質の向上を図るため、保育所・認定こども園に加え、 新たに幼稚園を対象に、連携に要する経費の一部を補助 する。 ・待機児童の8割を占める0～2歳児の保育所等への受入 れを促進するため、年度途中で定員超過して受け入れる ための保育士を年度当初から雇用する保育所等に対し、 保育士の雇用経費を補助する。 ・待機児童対策を推進するため、保育所の緊急整備や認 定こども園の整備等を支援する市町村に対して補助する。 ・認可外保育施設に対して、重大事故の防止を目的とした 研修の実施や、睡眠中、食事等の重大事故が発生しやす い場所での巡回指導を行う。	・地域型保育事業連携対策緊急支援事 業費補助の実施により、保育所等と地 域型保育事業者の連携成立率の向上を 図る。 ・低年齢児受入対策緊急支援事業費補 助事業の実施により、待機児童の多くを 占める0～2歳児の待機児童解消を図る。 ・引き続き保育所の緊急整備等を支援す る市町村に対して補助することで、保育 の受け皿確保を図る。 ・巡回指導支援員が定期的に認可外保 育施設に巡回指導を行うことで、重大事 故の未然防止を図る。
			157	新規		ウ	県民局	次世代育成課	幼児期の教育・保育の提供体制の 確保・充実等	・市町村が実施する保育所・幼稚園・認定こども園への給 付費の一部を負担する。 ・病気や病後の児童を保護者が家庭で保育できない場合 に病院・保育所等の付設スペースで預かるための施設整 備や事業に取り組む市町村に対して補助する。 ・保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学 児童に放課後の居場所を提供するため、放課後児童クラ ブの施設整備や運営に取り組む市町村に対して補助す る。	・子ども子育て支援法に基づき、市町村 が支弁する施設型給付費等の支給に要 する費用の一部を負担することにより、子 どもが健やかに成長するよう支援する。 ・病児保育事業を行うために必要な施設 整備等を支援する市町村に対して補助 することで、病児、病後児の受け皿確保 を図る。
			158			ア	県民局	私学振興課	私立幼稚園等の地域開放事業の 促進	地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事 業や地域とのふれあい交流事業などを行う私立幼稚園等 に対し補助する。	地域開放を実施する私立幼稚園等に対 する補助を継続

重点目標 (大柱)	施策の 基本方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業の 場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名			
			159			ア	県民局	私学振興課	私立幼稚園等の預かり保育の促進	保護者の保育ニーズに応えるため、預かり保育を実施する私立幼稚園等に対し補助することにより、保護者及び私立幼稚園等の経費負担の軽減を図る。	預かり保育を実施する私立幼稚園等に対する補助を継続
			160			ア	保健福祉局	保健人材課	院内保育の推進	看護職員等の子育てを支援することにより、看護職員等の就業の継続や再就職の促進を図るため、院内保育事業運営費のうち、保育士等の給与費の一部を補助する。	・補助対象 日赤、厚生連、共済組合、健康保険組合、学校法人医療法人等 ・補助件数 127施設
			161	新規		イ	産業労働局	労政福祉課	家事支援外国人受け入れ事業	女性の活躍促進や家事支援ニーズへの対応等の観点から、国家戦略特別区域制度を活用して、外国人家事支援人材の試行的受入れを行う。	「第三者管理協議会」において、事業が適正に行われるよう事業実施の確認、監督等を行う。
		② 介護の基盤整備	162			ア	保健福祉局	高齢福祉課	老人福祉施設等の整備	人口の高齢化が急速に進行し、在宅での介護が困難な高齢者の増加が見込まれる中、老人福祉施設等を着実に整備するため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の民間老人福祉施設等の整備に対し助成する。	・特別養護老人ホームの整備 ・介護老人保健施設の整備
			163			ア	保健福祉局	高齢福祉課	高齢者虐待防止の取組みの推進	高齢者虐待の相談や事実確認、養護者の支援等の対応に関わる市町村、地域包括支援センターの職員を対象に、実践的な知識・技術の習得を目的とした研修や、処遇困難事例の検討会を実施する。	虐待防止関係職員専門研修及び処遇困難事例検討会の実施
			164			ア	保健福祉局	高齢福祉課	地域包括支援センター職員に対する研修	地域包括支援センターに配置される職員を対象に、事業実施に必要な知識・技術を修得するための研修を実施する。	地域包括支援センター(初任者・現任者)研修の実施
			165			ア	保健福祉局	高齢福祉課	認知症対策の推進	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実する。	「かながわ認知症コールセンター」による電話相談の実施
			166			ア	保健福祉局	高齢福祉課	認知症高齢者地域対策事業	家庭における介護負担を軽減するため保健福祉事務所で、認知症高齢者やその家族に対して、医師や保健師が専門性を活用した相談や訪問指導を行う。	・認知症疾患相談事業の実施 ・認知症疾患訪問指導事業の実施 ・認知症疾患処遇困難事例検討事業の実施
			167			ア	保健福祉局	高齢福祉課	地域支援事業交付金の交付	高齢社会の進展に対応して、要支援・要介護状態になることを予防・軽減等するため、地域支援事業として介護予防事業や家族介護支援、日常生活支援のための事業を推進するとともに地域における包括的・継続的マネジメント機能を強化していく。	・地域支援事業の実施主体である市町村に対する地域支援事業交付金の交付
			168			ア	保健福祉局	地域福祉課	介護支援専門員の業務の支援	介護保険制度運営の要である現任の介護支援専門員に対して継続的に研修を実施することにより、その資質の向上を図る。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践することのできる主任介護支援専門員を養成する。	・専門研修、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修の実施
			169			ア	保健福祉局	地域福祉課	訪問介護員の養成	介護職員初任者研修を行う民間事業者等の指定を行い、研修の受講機会を確保することにより、養成に努める。また、研修の指定にあたっては、一定の基準に基づく研修事業の指定や指定事業所の指導を通じて、質の高い人材の養成を目指す。	・初任者研修事業者及び研修の指定 ・実務者研修事業者及び研修の指定

重点目標 (大柱)	施策の 基本方向 (中柱)	主要施策 (小柱)	通し 番号	新規 掲載 事業の 場合	再掲事業が ある場合の 位置付け	現時点における 位置付け	所管		事業名称	事業内容	H29事業計画
						ア 男女プラン (第3次) イ 人権指針 ウ その他の 計画等	局名	所属名			
5 推進体制の 整備・強化	主(1)の多 協働な	/	170		1-(3)-①、4 -(1)-①へ再 掲	ア	県民局	かながわ男女 共同参画セン ター	地域における啓発活動の促進	地域における男女共同参画社会の実現に向けて各市町村と連携して、地域の実情に応じた事業を実施する。	男女共同参画推進市町村連携事業の実施(市町村と調整のうえ実施)
			171		1-(2)-①へ 再掲	ア	県民局	NPO協働推進 課	NPO活動への支援や情報提供	NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。	NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催
	の女(2) 進統(計)男	/	172	新規		ウ	県民局	人権男女共同 参画課	ジェンダー統計の推進	男女の置かれている状況を客観的に把握するため、各種調査の実施にあたっては可能な限り男女別データ把握できるよう努めるよう、国や県庁内に働きかける。	人権男女共同参画施策推進会議等において、国や庁内への働きかけを行う。
	(3) 進行 管理	/	173	新規		ウ	県民局	人権男女共同 参画課	かながわ男女共同参画推進プランの 進行管理	年次報告書等によるプラン進捗状況を公表する。	・毎年度、男女共同参画の県の取組みや進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し、神奈川県男女共同参画審議会に報告するとともに、県民に公表する。 ・県の審議会等について、女性委員割合の目標達成に向けて、委員選出団体に対する女性委員の推薦の働きかけを進めるとともに、審議会ごとの目標値及び実績を公表する。
		/	174	新規		ウ	県民局	人権男女共同 参画課	市町村の男女共同参画施策「見える化」	市町村の男女共同参画計画策定状況等について、「見える化」により取組みを促進する。	県・市町村男女共同参画行政連絡会等において、見える化により男女共同参画の取組みを促進する。